

# 平成30年玉村町議会第3回定例会会議録第3号

---

平成30年9月13日（木曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成30年9月13日（木曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
  - 日程第 2 認定第 1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第 3 認定第 2号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第 4 認定第 3号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第 5 認定第 4号 平成29年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第 6 認定第 5号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第 7 認定第 6号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第 8 認定第 7号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第 9 認定第 8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定について
  - 日程第10 開会中における所管事務調査報告
  - 日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出
  - 日程第12 議員派遣の申し出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 認定第 1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成29年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 開会中における所管事務調査報告
- 日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出

日程第 1 2 議員派遣の申し出

追加日程第 1 議案第 6 2 号 訴えの提起について

追加日程第 2 玉議第 2 号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について

## 出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	石内國雄君
13番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金子忠雄君
学校教育課長	大堀泰弘君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

## ○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



## ○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました 2 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 2 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加 2 議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 1 陳情の審査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号 1、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） 陳情受理番号 1、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情の審査報告を行います。

陳情の趣旨。玉村町議会が地方自治法第 99 条に基づき、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出することを採択していただくよう陳情がありました。

要旨だけ読み上げます。地方自治体は、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しております。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しております。

財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、政府に下記の事項の実現を求めますということで、6項目、以下配付してあるとおりの陳情内容でございます。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、3人の委員から「趣旨採択とすべきもの」とする意見があり、2人の委員から「採択すべきもの」とする意見がありました。なお、趣旨採択に反対する意見もあり、少数意見として留保されました。なお、審査経過は、下記のとおり記載しております。

委員の主な意見。宇津木委員からは、地方自治体は、国の地方財政計画に基づき財源を確保し、各種事業を実施し、国と地方自治体が相乗りで国民生活を支えている。しかし、国はさまざまな形で地方自治体に縛りをかけ、財源面で地方の自主性を狭めている。このことはゆゆしきことであり、その意味からも意見書を提出したほうがいいのではないかと思う。そういった意見が出ました。

また、原委員からは、陳情趣旨はよくわかるが、今後人口減少が進む中、今この形を選択するのではなく、状況の変化を見ながら柔軟に対応していくほうがよいと考えると、そういった意見が出ました。

表決の結果ですが、本陳情は採決の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

そして次に、宇津木委員から、ただいまの決定に反対するので、私が先ほど提案しました意見を少数意見として留保します。そういうことございました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

次に、本件については、宇津木治宣議員から議会会議規則第76条第2項の規定により少数意見の報告書が提出されております。

これより議会会議規則第41条第2項の規定により少数意見の報告を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 少数意見報告書。

平成30年9月6日の総務経済常任委員会において留保した少数意見を下記のとおり会議規則第76条第2項の規定により報告をいたします。

受理番号 件名。陳情・受理番号1（受理年月日 平成30年8月17日）。地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情。

意見の要旨。社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ることが必要なことは共

通の認識となっています。

国と地方自治体は相乗りで国民生活を支えているが、国はさまざまな形で地方自治体に縛りをかけ、財政面で地方の自主性を狭めている。その意味からも、地方財政の充実を求める意見書の提出に賛同する。

陳情者からは、昨年 の第3回定例議会にも同様な趣旨の陳情が提出され、全会一致で採択され、国に意見書を提出しています。

昨年 の町議選で議会構成が変わったとはいえ、地方財政の充実を求める意見の後退は許されないのではないかと。

今議会での総務経済常任委員会の表決は、趣旨採択とする意見が多数で、意見書の提出は見送られた。

そこで、総務経済常任委員会において留保した「意見書を提出すべき」との少数意見を本会議にて訴えるものであります。

平成30年9月7日。玉村町議会議長 高橋茂樹様。提案者 総務経済常任委員 宇津木治宣。賛成者 総務経済常任委員 月田均。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で少数意見の報告を終了いたします。

これより質疑を求めます。

初めに、総務経済常任委員長 の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長 の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、少数意見の報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で少数意見の報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情の委員長報告に対する討論を求めます。

〔「議長」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 最初に、反対の方の討論を求めます。

10番石川眞男議員。

[ 10番 石川眞男君登壇]

◇10番(石川眞男君) 趣旨採択とすることに反対の討論ということになります。

この地方財政の充実・強化を求める意見書、その趣旨を認めておいて意見書を提出しない場合、地方が、今の財政状況に満足していると政府から受けとめられかねないやもしれません。財政逼迫の中、このような意見書を発出することが地方議会としての玉村町議会の責務と考えます。

以上、趣旨採択に反対の理由とします。

◇議長(高橋茂樹君) 次に、賛成の方の討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本陳情の少数意見の報告については、玉村町議会会議規則第41条第3項の規定により討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本陳情の少数意見の報告については、討論を省略することに決定しました。

次に、本陳情に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

少数意見の留保がありますので、起立により表決を行います。

総務経済常任委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

◇議長(高橋茂樹君) 起立多数であります。

よって、総務経済常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情受理番号2、東部運動場使用に関する陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一民生文教常任委員長。

[民生文教常任委員長 柳沢浩一君登壇]

◇民生文教常任委員長(柳沢浩一君) ただいまより民生文教常任委員会、陳情の審査報告を行います。

陳情受理番号2、東部運動場使用に関する陳情書の審査報告。

陳情（要請）趣旨でございますが、東部運動場の利用が再開されるよう、町に対し議会から働きかけていただきたいというものであります。

内容でありますけれども、先日、東部運動場北側にあります東京電波より、東部運動場内から飛び出したボールにより、東京電波敷地内にある太陽光発電施設が破損等した場合の補償についての問い合わせが町にあり、その後東部運動場が使用できない状況になっているということであります。東部運動場が利用できない現在は、活動に制限があり、大変不便な思いをしています。

今後、利用者である我々も十分気をつけて使用させていただき、ボールの飛び出し等、今まで以上に慎重に使用させていただきますので、今までどおり東部運動場の利用を再開できますよう、町に対し議会より働きかけていただきますよう陳情申し上げます。こういう内容でございます。

まず、担当課、生涯学習課より説明を求めました。7月26日に指定管理者である企業組合群馬県中高年雇用福祉事業団の責任者である鈴木氏より、東京電波から連絡があったとの報告を受けました。鈴木氏からの報告の内容は、次のとおりであった。

北側隣接地の東京電波より、野球場からのボールの飛び込みにより、ソーラーパネルにボール痕が確認されたとの連絡がありました。7月26日現在でソーラーパネルの損傷は確認できていませんが、今後は飛び込みによる破損が十分懸念されるため、同球場の利用を継続するのであれば、破損時は賠償問題で対応するのだということを明確にさせていただきたいとの要望があった。東京電波では、原因者を特定できないため、管理者側への請求を考えているとのことであります。

指定管理者としての今後の対応案として、野球及びソフトボールの貸し出しを中止したく、サッカーの利用については、南側芝生部分の利用であるため制限はしない予定であるとのことでありました。

貸し出しを中止する理由としては、ソーラーパネルの規模や充電容量を考えると、大規模な施設であり、破損及び停止時の損害賠償額も高額になることが考えられる。利用者・個人の負担であっても現実的ではなく、原因者の確実な特定が難しい。物理的な対策としてネットのかさ上げ、増設は費用面で早急な対応は難しい。指定管理者側への最終的な責任は逃れることができず、人的にも金銭的にも多くの負担が懸念される。以上の4点であり、また貸し出しを中止する日時は未定である。

8月3日、同じく鈴木氏より、本日より当面の間、野球及びソフトボールの貸し出しを中止する旨の報告を受けました。

8月8日、町は指定管理者とともに東京電波へ訪問し、直接状況を確認し、内容については、指定管理者からの報告のとおりであったということであります。

8月17日、今後の対応を協議し、対応策がとれるまでは当面貸し出しを中止するという決定となった経緯であります。

まず、物理的な対応策としては、ネットのかさ上げ、あるいは北の西側には、まだネットが張っていない状況でありますから、バックネットには天蓋のように幾らかオーバーハングするような形で張



る、あるいは一部西側にはネットがないので、そのネットについて増設をする。しかしながら、これらのことをすると、工事の見積もりは約1,500万円という大変大きな金額となるということが確認をされました。

軟式ボールが当たったことにより、ソーラーパネルが破損するかどうかということについての見解は、以下、これはシャープ製のパネルだそうでありましてけれども、シャープでは、基準以上のテストをして確認している。鋼球を1メートル上空より落とし、それでもパネルは割れないという設計構造になっているということでもあります。また、さらにそれ以上の高さから鋼球を落下させましたけれども、その時点では安全性は確認されているということでもあります。軟式ボールと、またそうした鋼球との違い、軟式ボールであれ、非常に衝撃の強い、そういう形での当たり方も懸念をされるわけですので、一概に申し上げることはできませんが、いずれにしても現時点では破損はないが、ボールが6個、7個とソーラーパネルのところに確認をされたということでもあります。

では、万が一破損した場合にはどうするか。町は保険に入っております。これは全国町村会の総合賠償保険というものに入っておりますし、指定管理者も保険に入っております。

また、プレーをする皆さんも、それぞれスポーツ安全保険等の保険に入っていることですので。ですから、ソーラーパネルの破損だけであれば、そのところで私は対応できるのだというふうに思うのですが、そうでなくて、東京電波がその先を見据えていて、では電気の供給が停止をした、あるいはふぐあいがあった。そのことによって東京電波の本来の場合の仕事である、電気料によって補償を要請するという、そこに支障が出た場合にどうするかという、そこまでの補償を求められたら、とても玉村町でも対応はし切れないのではないかと考えるわけでもあります。

それでは、分散開催等、分散で球場を使っていただくというふうな方策もあるわけですが、玉村町が把握している野球団体はシニア、古希・還暦のチームが3つ、少年野球が3つ、昔はいっぱいありましたが、合計6つであります。また、使えるグラウンドについては、一番下にありますけれども、総合運動公園を初め6カ所の公園が野球に対応できるようになっておりますが、各施設の使用状況については、次のとおりであります。

総合運動公園の野球場については、土、日は一般利用でありはしないが、平日はほとんどあいている。少年野球場はほとんどあいているが、陸上競技場を利用している団体があると野球で使えない場合がある。ソフトボール場もほとんどあいている。

現在、使用を中止している東部工業団地内運動公園の中止前の利用状況は、玉村ジュニアベースボールクラブが第1、第3日曜日、上州玉村クラブ・上州玉村古希が毎週月曜日、錦野野球クラブが毎週火曜日、金曜日となっている。

角淵グラウンドの利用状況は、土曜日、日曜日は玉村南メビウス及び一般利用により、ほとんどあいていない状況だが、平日はほとんどあいていると。

板井根石公園の利用状況は、玉小キングイーグルスが火曜日、金曜日の17時から19時、土曜日、

日曜日の午前中に利用しています。

以上の調査結果を踏まえて、今後の対応を検討していきたいというふうに考えております。

次に、質疑でありますけれども、この質疑は膨大な質疑がありまして、ここに掲載したのは、これでもまだ一部であります。したがって、皆さんには、質疑については、ぜひ参照をいただきたいと、こういうふうをお願いをしたいと思います。

審査経過でありますけれども、全委員から意見を求めた結果、3人の委員から「採択すべきもの」とする意見があり、2人の委員から「趣旨採択とすべきもの」とする意見がありました。なお、審査経過は、以下に記載するとおりであります。

委員の主な意見。備前島委員、浅見委員、新井委員から意見をいただいております。これも参照いただきたいと思っております。

表決については、本陳情は、採決の結果、採択すべきものというふうになりました。

以上、報告を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は採択とするものです。

民生文教常任委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、民生文教常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。



○日程第2 認定第1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第3 認定第2号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について

- 日程第4 認定第3号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 平成29年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第7号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、決算特別委員会に付託しました認定第1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの8議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2、認定第1号から日程第9、認定第8号までの8議案を一括議題とすることに決定いたしました。

決算特別委員長より認定第1号から認定第8号までの審査報告を求めます。

石川眞男決算特別委員長。

〔決算特別委員長 石川眞男君登壇〕

◇決算特別委員長（石川眞男君） それでは、委員会審査報告書を読み上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号。認定第1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について。議決の結果、認定。議決の理由として、内容は妥当なものと認めるということです。

認定第2号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。議決の結果、認定となりました。議決の理由として、内容は妥当なものと認める。

認定第3号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議決の結果、認定となりました。内容は妥当なものと認める。

認定第4号 平成29年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。議決の結果、認定となりました。議決の理由として、内容は妥当なものと認める。

認定第5号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。議決の結果、認定となりました。内容は妥当なものと認めるということです。

認定第6号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。議決の結果、認定となりました。内容は妥当なものと認めるということです。

認定第7号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。議決の結果、認定となりました。内容は妥当なものと認める。

認定第8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定について。議決の結果、認定ということです。内容は妥当なものと認める。

以上、報告いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 決算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第2、認定第1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第3、認定第2号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4、認定第3号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5、認定第4号 平成29年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第6、認定第5号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7、認定第6号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第7号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9、認定第8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◇

## ○日程第10 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第10、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

## ○日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第11、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

◇

## ○日程第12 議員派遣の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第12、議員派遣の申し出を議題といたします。

玉村町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した議員派遣申出書のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣申出書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決定しました。



### ○追加日程第1 議案第62号 訴えの提起について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第1、議案第62号 訴えの提起についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第62号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

訴えの内容につきましては、玉村町が町営住宅家賃滞納者に対し、家賃の納入を求め、再三にわたる催告文書の送付や訪問を繰り返したにもかかわらず、納入に対し、全く誠意が見られない状況でございました。

そのため、町営住宅家賃納入に対する公正・公平の保持を目的として、やむを得ず本町より相手方に対し、平成30年8月10日付で町営住宅の入居許可を取り消し、平成30年8月31日までに当該住宅を明け渡しよう意思表示を行いました。しかしながら、現在も不法に占有を続けている状況であるため、当該住宅の明け渡し及び未払い家賃等の支払いを求めるための訴訟手続を始めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕



◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○追加日程第2 玉議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第2、玉議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君登壇〕

◇12番（石内國雄君） 玉議第2号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認をを求める意見書の提出についてに関する提案理由のご説明を申し上げます。

本県唯一の特定機能病院であった群馬大学医学部附属病院は、難治性疾患を含むさまざまな症例の患者を受け入れ、最先端の高度医療を提供してきました。しかし、特定機能病院の承認を取り消されたことにより、病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来しております。今後もその役割を果たすことができなければ地域医療の崩壊につながりかねないことから、住民が安全で安心できる暮らしを維持確保するため、特定機能病院として早期再承認実現を国に求めていくことが必要と考えます。

そこで、議会運営委員会で協議した結果、私が一議員として提出者となり、議会運営委員会委員長、総務経済常任委員長、民生文教常任委員長を賛成者として提案させていただくことになりましたので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



## ○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。  
町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 平成30年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ことしの夏は全国的な猛暑と集中豪雨、台風、地震など、自然災害が各地で起こり、西日本では集中豪雨による記録的な大雨、その後大型の台風21号に見舞われ、甚大な被害が出ました。先週6日には北海道で震度7を記録する地震があり、厚真町では大規模な土砂災害のため、たくさんの方々が亡くなられました。心から亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

玉村町では、大きな災害に見舞われることはなく、幸いでありましたが、「災害は忘れたころにやってくる」と申します。まだ台風の季節も終わってはいません。危機管理意識を地域全体で高め、もしものときに迅速に対応できる体制・地域づくりを強化したいと思っております。

さて、本定例会は9月4日に開会され、本日までの10日間、当初の25議案並びに追加の1議案について、慎重にご審議をいただき、ご議決、ご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平成29年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。今後の執行に当たり、十分留意してまいりたいと思います。

さらに、一般質問におきましては、議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に反映させてまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

終わりに、これから町民体育祭や産業祭など、何かと行事の多い季節となるわけですが、議員の皆様方には、どうか健康に十分留意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。大変ありがとうございました。



## ○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成30年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月4日に開会し、本日までの10日間にわたり、条例改正や平成30年度の補正予算等の重要な議案、また平成29年度の決算認定において活発な審議がなされるとともに、一般質問においても6人の議員がさまざまな観点から町政全般をただし、意義ある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

結びに当たり、町長を初め職員各位には、議会から、また議員各位からの意見等を十分尊重され、今後のまちづくりに反映されますことを要望するとともに、住民福祉のため、その重責を全うされますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。



## ○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成30年玉村町議会第3回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時21分閉会